

ご注意ください 野焼きは禁止されています

焼却施設以外でごみを燃やす野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。(焼き畑・あぜ草焼き・落ち葉たきなどといった一部の例外を除く)

違反すると5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられることがありますので、絶対にやめましょう。

野焼きとは？

家庭用焼却炉※、ドラム缶、地面に掘った穴、ブロックで囲んだ中、空き地などを利用してごみを焼却する行為をいいます。

※家庭用焼却炉のほとんどは、法律で決められた構造基準などを満たしていないので使用できません。

法律で禁止されていない焼却でも、「洗濯物に臭いがつく」「煙たい」「窓が開けられない」などの苦情が寄せられています。そうした場合、市職員が現地を確認の上、立地や風向き、時間帯などによっては生活マナー上の観点から自粛をお願いしています。他人の迷惑や交通の妨げになる焼却はやめましょう。

また、ビニール、プラスチック、紙などの家庭ごみを混入しての焼却は一切できません。

PM 2.5の濃度が高くなった時は、外出を控えましょう

PM2.5は、大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径が2.5マイクロメートル以下のものです。粒径が小さいため肺の奥深くまで入り込みやすく、呼吸器系疾患・循環器系疾患の原因になるといわれています。

【PM2.5の濃度が高くなった時に気をつけること】

- ◆屋外での激しい運動、長時間の運動をなるべく減らしましょう。
- ◆不要不急の外出はできるだけ減らしましょう。
- ◆換気や窓の開閉をできるだけ少なくしましょう。

呼吸器系や循環器系などの疾患がある方、子供、高齢者は、より影響を受けやすいと言われていいます。体調に変化を感じたら、速やかに屋内に入って安静にしてください。症状が回復しないときは医師の診察を受けましょう。

【注意喚起の発令時間帯と基準】

午前5時から午後8時の間、注意喚起発令の下記の基準値を超えた場合にお知らせします。

- ◆午前5時、6時、7時のいずれかの1時間値が、 $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合
- ◆午前5時から午後7時の1時間値が、 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を2時間以上継続して超えた場合

※国東市には測定局がありませんので大分県全域の発令時のみお知らせします。

※午後8時までに解除の基準を満たさない場合は、午前0時で自動解除されます。

【ご自身でPM2.5の注意喚起発令を知るには】

『県民安全・安心メール』への登録をお勧めします。注意喚起発令後、10分程度で携帯電話にメールが配信されます。登録方法は次のとおりです。(QRコードからもアクセスできます)

- ①e@bousai-oita.jp に空メールを送信します
 - ②本登録用URLが記載されたメールが届きます
 - ③メールに記載された手順でアクセスし、本登録を行ってください
- ※メール受信に際してはパケット代が発生します。

【PM2.5の濃度の確認方法】

PM2.5の濃度は、大分県のホームページで確認できます。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/particulate25.html>



問い合わせ 環境衛生課 ☎ 0978 - 72 - 9001

有効期間満了に伴う電子証明書の更新のお知らせ

公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間は、発行の日から起算して3年間とされています。所得税の電子申告等に利用される場合は、更新が必要となります。該当される方は更新手続きをしてください。

【ご注意】有効期間は、カードには記載がありません。電子証明書の写しや公的個人認証サービス利用者クライアントソフトの「証明書表示ツール」等で確認してください。

受付場所 市役所市民健康課・各総合支所地域市民健康課

受付時間 午前9時～午後4時（土・日曜・祝日を除く）

●お持ちいただくもの

- ・更新する電子証明書が格納された住基カード
- ・本人確認の資料（運転免許証・パスポートなど写真付の公的な証明書）
- ・発行手数料 500円

問い合わせ 市民健康課 住民係 ☎ 0978 - 72 - 1111

国東市消費生活センターをご存知ですか？

～悪質商法にお気をつけください～

市長 メッセージ

消費者を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中で、新しい悪質商法による被害は後を絶ちません。

国東市では消費生活相談体制の整備・啓発活動など、消費者行政の推進に取り組んでいます。

今後も県と協力し、これまで整備した相談体制の充実・消費者被害防止のための啓発活動を行い、市民のみなさまの安全な生活の向上に努めてまいります。

国東市では、平成25年から「消費生活センター」を設置し、悩みを抱えた方に対して専門の相談員が相談を受けています。

例えば・・・

- ・突然電話で「注文を受けた商品を送る」と言われて、注文した覚えのない商品が送られてきた。
- ・訪問販売や電話勧誘販売で強引に勧められて商品を購入したが、できれば解約したい。



「おかしいな、困ったな」と思ったときは、一人で悩まず早めに相談してください。

問い合わせ 国東市消費生活センター（市役所商工観光課内） ☎ 0978 - 72 - 5168